一　件名　北海道瓦斯株式会社申請の特定ガス供給約款の設定の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十二年六月二十八日　午後二時から
三　場所　北海道経済産業局　第一会議室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）
四　事案の要旨
1　特定ガス供給約款の設定（供給地点及びその数（花畔団地　北海道石狩市花川北三条一丁目五千八百六十三地点））
2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）並びに北海道瓦斯株式会社本社（札幌市中央区大通西七丁目三番一）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「北海道瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十二年六月十四日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「北海道瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十二年六月十四日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

北海道瓦斯株式会社申請の特定ガス供給約款の設定の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　　告

諸　事　項

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成22年４月30日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 22 年５月 31 日　　財務大臣　菅　　直人

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成22年４月１日から平成22年４月30日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	215,775	0	
24	パテントレザー等	1,735	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	58,530	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	859,852	717	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	80,254	0	
29	履物の一部品目	66,447	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	39,130	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	161,785	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	23,656	0	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成〇年〇月〇日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成23年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第１５９号

東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構

本籍北海道苫小牧市春日町１丁目６番地６、最後の住所北海道苫小牧市しらかば町６丁目11番16号、死亡の場所北海道苫小牧市、死亡年月日平成21年１月３日、出生の場所北海道河東郡音更村、出生年月日昭和７年６月24日、職業不明
被相続人　亡　千葉　愛子
事務所北海道苫小牧市旭町４丁目７番６号
相続財産管理人　司法書士　山川　　資
札幌家庭裁判所苫小牧支部